

## 島根県「美保関漁場慣行調査書」

Introduction to the Historical Material :  
The Report of Fisheries Custom for Mihonoseki in Modern Japan

伊藤 康宏  
ITO Yasuhiro

本稿で取りあげる資料は神奈川大学日本常民文化研究所（独立行政法人水産研究センター中央水産研究所図書資料館）で所蔵されている筆写稿本である。同資料は漁業制度資料として1949（昭和24）年10月から1955年3月までの間、（財）日本常民文化研究所が収集した資料である。筆者は膨大な資料群のなかからこれまで島根県関係を中心に調査収集してきた。ここでは「美保関漁場慣行調査書」を紹介する。これは島根県が1891（明治24）年に郡を通して町村に漁場（漁業）慣行を調査報告させた一部である。<sup>i</sup>このほか島根県の筆写稿本には「福浦漁業慣行調査書」、「漁場慣行調査ニ関スル旧記（津摩浦）明治24年1月」の2点が収録されている。一方、島根県下の自治体史誌には石見部で5点、出雲部で2点、計7点が全文もしくは一部、所収されている。<sup>ii</sup>また、公立の図書館等の公的機関には「小野浦漁業慣行調査書」（益田市立図書館蔵）、「生湯浦漁業慣行調査書」（浜田市立図書館蔵）、「只浦漁業慣行調査書」

「鰐淵寺村漁場慣行調査書」（出雲市立平田図書館蔵）、「御津村漁場慣行調査書」（島根県立図書館蔵）、「（明治24年）旧藩時代隠岐国漁制調査書」（島根県隠岐支庁蔵）の原文書の所蔵が確認できている。<sup>iii</sup>

なお、本筆写稿本は、1950年11月に採訪・筆写された資料で、このとき美保関村役場文書として6点、1「美保関万差出帳下扣明和八年」、2「旧藩営業免許ニ関スル書類綴」、3「旧藩俵物上納扣帳 元治元年」、4「森山、福浦、大根島採藻慣行書類綴」、5「漁業慣行調査書及手繰網書類」、6「掛屋村丈高網慣行書類綴」が収録されている。現時点ではこれら6点は松江市美保関支所旧役場文書のなかには見当たらない。

## 翻刻凡例

1. 筆写稿本中の旧字体等は常用字体に改め、踊り字はそのまま用いた。
2. 資料を読みやすくするために、適宜、句読点、並列点を付した。
3. 誤記・誤字・脱字と思われるものには

「漁業慣行調査書 波入村役場」（松江市八束支所蔵）  
農第一五二号  
郡訓令農第七号二十四年四月二十日付ヲ以海面漁場及漁業採藻ニ関スル慣行取調之義訓令ニ依り進達相成候、調査書中調査脱漏ノ廉等モ有之本県工進達難相成候ニ付、更ニ別紙調査書例及御回付候条右ニ做ヒ、一層精密御調査ノ上本月二十日マテニ草稿御調製置相成度、尤、主務員全日頃ヨリ巡回取調候答ニ有之候条、御打合ノ上御浄写相成、清扣式通御進達相成度、郡長命ニ依リ此段及御照会候也。

追而即ニ御進達相成候調査ハ主務員巡回ノ際返戻候答ニ有之候、且又漁場境界ニ付双方ノ意見不絡リ等ノ為メ、未タ御進達無之分ハ即今調停方御尽力中ト存候処、可成穩当ニ調和候様御取計相成度、若シ急速絡リ兼候ハ、無己訳ニ付先以テ双方申立ノ場合ヲ以テ御取調置相成候也。

明治二十四年十一月四日  
島根外二郡役所第一課長  
永井 卓一 印  
波入村長 泉 鉄之助 印

( ) 内に推定した字句を記した。

4. 文意不詳のものには(ママ)と傍注を付した。
5. 本文中で訂正された字句は訂正後の字句のみを記した。

なお、これに先だって1889(明治22)年11月29日付で意宇郡波入村長から島根外二郡長宛に「旧藩時漁制調査書」が報告されている。この間の漁業慣行調査をめぐる県(郡・町村)と農商務省水産局(農務局)の関係については今後の研究課題としたい。

ii 1「飯浦漁場慣行調査書」(『益田市誌下巻』益田市、1978年、841～843頁)、2「松原浦漁業慣行調査書」(『三隅町誌』三隅町、1971年、916～921頁)、3「黒松浦漁業慣行調査書」(『江津市誌上巻』江津市、1982年、1072～1076頁)、4「馬路村漁業慣行調査書」(『仁摩町誌』仁摩町、1972年、509～510頁)、5「福浦村大字吉浦漁場慣行調査書」(『温泉津町誌中巻』温泉津町、1995年、542～546頁)、6「明治9年以後漁業慣行調査書 北浜村大字只浦」(『平田市誌』平田市、1969年、510～512頁)、7「波入村漁場慣行調査書(大字波入、大字入江、大字遅江)」(『八束町誌』八束町、1992年、441～449頁)、なお、森安 章「明治前期の漁場慣行」(『山陰地域研究』8、1992年)は旧北浜村「只浦漁業慣行調査書」

を取り上げ、島根半島沿岸漁村の漁業実態を概観している。

iii 漁場(漁業)慣行調査の嚆矢について井上善博「明治の博覧会と水産誌編纂事業」(『明治時代の水産絵図 明治の博覧会へ出品された水産業の絵図』大田区立郷土博物館、1995年)は1879(明治12)年の内務省勸農局「水産取調(雛形)」案と三重・福島・石川・長崎等の諸県による「水産取調」(漁業慣例調査)を紹介している。このほか『千葉県歴史資料編近現代4』(千葉県、1997年、744～755頁)には1879年9月に連合戸長代理が郡長に報告した「漁業沿革調・水産調・漁具略図〔平郡加知山村岩井袋村連合〕」を収録している。一方、木京陸人『『旧藩時漁業制度取調書』の作成とその内容について』(『山口県史研究』第10号、2002年)は、東京海洋大学附属図書館羽原文庫の筆耕資料、「旧藩時漁業制度取調書」(豊浦藩〈明治27年9月頃〉、長州藩〈同年12月〉それぞれ農商務省農務局に報告)と山口県文書館所蔵の「明治26年旧藩漁業制度取調書」さらに1895年4月発行の『旧藩時漁業裁許例』(農商務省水産調査所編)の三者の関係について論じている。なお、同羽原文庫には山口県のほか、宮城県、福島県、千葉県、富山県、長崎県の「旧藩時漁業制度(漁政)取調」資料が収録されている。

(表紙)

明治十二年

文書番号  
第一四号

明治二十六年

漁業慣行調査書及手繰網書類

附 海礁図一葉

第一種

美保関村役場

漁場慣行調査書

出雲国島根郡美保関村大字美保関

第一専用漁場

漁場区域

一本村大字美保関海面区域左ノ如シ。

森山村大字福浦トノ境界ハ同大字ト本村大字美保関トノ陸地境界線ヲ以界トス。

本村大字雲津トノ境界ハ同大字ト本村大字美保関陸地境宇寺尾山峰通ヨリ字黒島<sup>赤雲</sup>  
島<sup>赤雲</sup>津<sup>赤雲</sup>トノ中央見通シヲ以界ス。右境界内ノ漁場ハ古来大字美保関漁業者ノ専用ニ属シ、他ノ地方人ハ猥リニ入漁セシ  
メザル慣行ナリ。漁場区域内ニ於テ近年伯耆国会見郡ノ漁業者手繰網ヲ使用スルヲ以テ常ニ之ヲ駆逐  
シ、敢テ専用ノ区域内ニ入ラシメサリシカ、爾後一場ノ争議トナリ葛藤止マザリシカ、  
結局両県官吏ノ立会ニテ徳義上ノ協議ヲ遂ケ、右境界内陸地ヲ距ル二十町以内ノ海面  
ハ本村大字美保関ニ属シ、丈高網・タシマ網・地引網・鮎網・鯉敷網・鱧網・カマス  
網・大敷網・スクビ網・シメ網・火網・桁引・採貝ノ漁業ハ本村大字美保関漁業者ニ  
限り専用シ、且採藻モ同大字住民ニ限り採取ス、其他ノ地方人ハ慣行特約アルモノ、  
外猥リニ専用ノ漁業及採藻スルヲ許サス。二第一項大字雲津トノ境界ニ付争論アリシカ、明治十一年六月十九日双方和解ニ至リ、  
即チ第一項ノ通決定セリ、其証左別紙甲号字之通。三明治二十四年十一月鳥取県国会見郡日野川流末ヨリ同郡境町ニ至ル沿海各町村ト、島根  
県島根郡森山村大字福浦ヨリ同郡美保関村岬角ヲ廻リ、同郡片江村大字七類ニ至ル漁  
業者惣代人等境町ニ於テ協議ヲ遂ケ、第一項ノ通各地方地先ニ於テ専用漁業ノ区域ヲ  
定ム、即チ別紙乙号契約証字之通。

四第一項区域ノ図面別紙之通。

捕魚採藻ノ方法及漁具ノ制限

一同上区域内外ニ於ケル捕魚ノ方法ハ左記ノ漁具ヲ以テ捕獲ス。

手繰網・大敷網・蚊帳網・鮎掛網・四ツ張網・鰈網・瀬網<sup>小網トモ</sup>云フトモ・タ、キ網・鯨網・  
鱒掛網・鰯掛網・エカキ網・スクビ網・魚網ニ艘・四ツ張網・ゲンボ網・ダレ網・ヲキ  
網・鯉敷網・カマス網・シメ網・火網・地引網・タシマ網・釣漁・縄漁・桁引・烏賊着・  
鱒着・章魚着・四手網・烏賊手繰網・スゞズキ網・鯛着等ナリ。一同上区域内ニ於ケル採藻ハ和布・荒布ハ藻刈鎌、肥料藻ハ藻葉捻シ竹ヲ用フ、石花菜ハ  
潜水採取シ、又ハ衝キニテ挟ミ取ル、海苔ハ指頭ニ摘ミ採リ又ハ貝殻ニテ搔キ取ル。

三同上述区域内ニ於テ禁止ノ漁法・採藻及季節ノ制限等左ノ如シ。

但漁業組合規約ヲ以テ組合区域内一般ノ禁止ニ係ル事項及季節等ハ爰ニ略之。

タシマ網丈高網トモ云

右ハ古来年代不詳明治八年已前大敷網ノ妨害ヲ除ク為メ、該網布設中ハ該網ノ近傍ニ於テ使用セザル慣行ナリ。

鯨漁

右ハ天保七年ノ夏夏ノマ旧藩ニ於テ九州地方ヨリ捕鯨者ヲ雇入シ、宇海崎ニテ鯨漁ヲ起サシ、同十三年度限り廃セラル、爾後安政四年九月九州肥前平戸生月鯨網□□(俵屋)山左衛門・富澤与平次・富澤源二郎ノ三人ヨリ願出、并島根郡旧東持田村字納佐ノ住和田四郎左衛門合同当美保関ニ於テ捕鯨ヲ創メ、同五年正月ヨリ起業シ、万延元年三月ニ至リ廃業セリ、其後明治二年二月ヨリ旧藩物産方ニ於テ九州地方ヨリ羽指子ヲ雇入シ、捕鯨ヲ設ケ鯨漁ヲ起サレシカ、廃藩ノ際ニ於テ廃業トナル、漁具悉皆美保関へ払下ラレタルヲ以テ、明治六年度ヨリ同大字定秀九右(左)衛門外数名更ニ捕鯨組ヲ設ケ、該業ヲ継続ニケ年間營業セリ、其後明治十八年冬季ヨリ長州川尻村芥藤作四郎カ捕鯨組ヲ派出松江市中村三左衛門等数名加入捕鯨ヲ始メ、同二十年春季マテ營業セリ、大字美保関ニ対シ捕鯨一頭ニ付金拾円ツ、該營業ヨリ報酬セリ、爾後現今ニ於テハ該業中止セリ。

手繰網

右ハ他漁業ニ故障アルヲ以テ其区域一定セサリシカ、天保年間ニハ地区ヲ宇海崎以西トナシ嘉永年間 村内ノ協議ニヨリ宇獅子鼻以西ト定メタリシカ、爾後他漁業者ト紛争止マス明治元年大葛藤ヲ起シ、特ニ竹鎗席旗ニ及ントセシモ、旧藩出張官吏等村内重立タルモノヲ集メ、漁民ニ諭告シ争議ヲ鎮定セラレシモ、一時ノ紛争容易ナラサルヲ以テ上司ニ訴へ、更ニ区域ヲ宇客人山鼻ヨリ大仙見通シ以西トナセリ、爾後明治八年ニ至リ漸ク手繰網ノ数ヲ増シ、沖手繰ト称シ大字美保関岬角外ニ使用スルモノアリテ、亦々他漁業者ト大葛藤ヲ生シ、松江裁判所へ起訴スルニ至リシモ、村内重立タルモノノ中裁(三)ニヨリ沖手繰ハ實際其非ナルヲ悟リ此際之レヲ廃シ、従前ノ区域ニ限り使用スル事トナセリ、明治二十年之度島根秋鹿郡外海漁業組合ニ於テ手繰網ヲ禁シタルニヨリ、本大字漁業者モ此規定ニヨリ断然本網ノ漁業ヲ廃セシカ、鳥取県会見郡ノ漁業者ニ於テハ倍々之レヲ使用シ、屢々吾専用ノ区域内ニ入漁スルヲ以テ常ニ之ヲ追逐シ、其来漁ヲ拒止セシカ、双方紛争止マス、爾後島根・鳥取両県ニ関シ交渉事件トハ相成リタリ故ヲ以テ、二十一年二月伯州境町ニ於テ両県官吏之出張双方関係町村委員及漁業者惣代人等合同双方ニ設ケタル規約上ノ會議ヲ開キ、結局手繰網ノ有害物タルヲ認め、之レヲ全廃セントスルモ、会見郡漁民ニ於テ一時ノ困難容易ナラサルニヨリ他ニ漁事ヲ換ユルノ期限トシテ、向三年ヲ期シ双方共全廃スルノ示談ヲ遂ケ、而シテ之レカ区域ハ大字美保関字地造鼻ヨリ沖ノ御前ヲ經テ因幡国青谷鼻見通ト定ム、依テ手繰網ハ二十三年十二月マテ廃止ノ延期トハナリタリ、然ルニ会見郡ハ尚未絶止ノ念止マサリシモノ、如ク、常ニ睨視ノ状アリテ円滑ノ場合ニ至ラス、爾後明治二十四年十一月伯耆国境町ニ於テ関係町村当業者協議ノ上区域ヲ更ニ美保関村岬角ヨリ沖ノ御前ヲ經テ因幡国青谷鼻見通シ線以北ニ於テハ毎年一月ヨリ六月マテノ間使用シ、該線

以南ニ於テハ年中使用ス、此契約ハ別紙乙号之通。

肥料藻

右ハ大字美保園限リ採藻スルノ慣行ニシテ、毎年八月ヨリ翌年三月ノ頃マテ生育セシメ、時宜ヲ見計ヒ採取セリ。

河岸漂着藻

右ハ従来其地元住人ニ於テ適宜拾得セリ。

魚介藻捕採ノ種類

一本区域内外ニ於テ採捕スル魚介藻ノ種類左ノ通。

魚介ハ大鯛・クン鯛・甘鯛・伴白鯛・黒鯛・アカメ鯛・ヘイツ鯛・カチ鯛・鯛・ヒラ・  
 飯・河豚・鱧・鯖・鯨・ラキアジ・ヒラメ・マ鰈・イシカレ・水鰈・クチボソ鰈・ヒ  
 ラガレ・マス鰈・メタ、キ鰈・マ烏賊・シマメ烏賊・クロダニ・ゴフ烏賊・シンドウ・  
 アキリ烏賊・テナシ烏賊・シギイカ・イーダコ・マダコ・長手章魚・ラキ章魚・中バ  
 鰻・片口鰻・ドウメ鰻・ダレワニ・サメ鰐・モバワニ・カセワニ・ヒラガシラ鰐・カ  
 ツワロニ・ツマクロワニ・シラフカ・ハナワニ・ツノギワニ・モタワニ・サデワニ・  
 子ヅミワニ・子コワニ・バトウ・エサキ・メバル・ボツカ・カナ・イカケ・アカミヅ・  
 サヨリ・カマス・鰯・鯉魚・子ヅミカツウラ・イカナゴ・シイラ・カウノウラ・ヘイ  
 ノウラ・ホウボウ・ハモ・カナガシラ・コチ・ウシノシタ・キス・シロウナギ・クヂ・  
 ヒシヤ・バ、ゼ・デンボ・ウシロデ・マス・サケ・ツヅレゴ・沙魚・糸引・コノシロ・  
 セイゴ・鱸魚・マーカレ・エノハ・シビ・スナキリ・タチ・マエビ・クルマエビ・ス  
 クモエビ・チャウツキ鰕・オニエビ・真蟹・青手カニ・平家蟹・アカエー・トビエー・  
 エーラメ・カスベ・ツキザキ・アワビ<sup>米「海參」</sup>・バイ・イガヒ・トリガヒ・サ、エ・ニシ・ウ  
 ニ・タチ貝・月日貝・カキ・イタラ貝・ホウヅキ貝・ヨナキ貝・イボシ貝等ナリ、海  
 藻ハ和布・海苔・荒布・テングサ・ウキウド・ジンバ草・ヒヂキ・モヅク・海素麴・  
 ムカデ草・ソ（ハ）ゞ・ミル・肥料藻等ナリ。

場区ヲ定メ管ム漁業

一 大敷網

本区域内ニ於テ布設ノケ所左ノ通。

字長浜・字平井・字海崎・字獅ヶ鼻・字竹ヶ下・字加鼻・字大下

右往年<sup>不詳</sup>ヨリ営業仕来リシカ該地区ノ内長浜・平井・海崎・獅ヶ鼻・竹ヶ下ノ五ヶ  
 所ハ安政年間営業ヲ中止セリ、其他加鼻・大下ノ二ヶ所ハ明治八年以後持区拝借ノ成規  
 ニ従ヒ借区シ、毎年陰曆四月ヨリ六月マテ八月ヨリ十月マテ之間営業ヲ為セリ、但数個  
 人ノ営業ナリト雖モ大字美保園全体ニ対シ別段報酬等之ナシ。

字加鼻反別四町四反二十五步拝借、捕鯨会社ノ営業ナリ、字大下反別三町七反五畝二十  
 一步、大字美保園福田菊之助外二名営業セリ。

二 地引網

本区域内ニ於テ布設ノケ所左ノ通ニシテ、従来<sup>明治八年前</sup>ニシテ<sup>不詳</sup>稼来リシカ、明治八年以  
 後場区拝借ノ成規ニヨリ借区ノ上継続営業セリ、但数個人ノ営業ナルモ大字美保園全体  
 ニ対シ報酬等之ナシ。

字海崎九町四反二畝二十七步拝借大字美保園鶴藏太郎営業ヲ為セリ。

字才浦二反五畝二十二歩此拝借人定秀為三郎字輕尾反別三反二畝四歩七厘此拝借人右同人等許可ヲ得テ營業セリ、字長浜反別四反四畝三歩此拝借人池田佐平外二拾名。

### 三ノ網

本区域内ニ於テ布設ノケ所左之通ニシテ、往年<sup>不詳代</sup>ヨリ稼来リシモ天保年間廢業セシニヨリ方今中絶セリ、字大下・字戎ヶ浦・字加鼻・字舟ノ谷・字客人鼻・字蛇ノハタ・字竹ヶ下・字獅ヶ鼻・字四谷・字舟ヶ浦・字壺井・字平井・字風ヶ浦・字長浜  
漁業諸般ノ慣行違反者処分

一 本項ニ対シ特ニ記載スベキモノナシ、尤漁業組合規約ニ於テ違約処分ノ事項ハ爰ニ略之。

## 第二ノ入会漁場

### 他ノ地方ヨリ入漁

一 意宇郡揖々（屋）村漁業者丈高網漁業ハ往年<sup>不詳代</sup>ヨリ時々入漁セシカ、文政二年度ニ於テ鯛漁ニ妨ケアルヲ以テ大字美保関ヨリ差止ノ義申出、其年十二月ヨリ翌二月マテ旧藩郡奉行ヨリ差止ノ命アリシモ、揖屋村漁業困難ニ不堪ヲ以此差止ノ令ヲ解キ、鯛漁ニ妨ケナキ様和順漁業スヘク旨更ニ命令アリ、爾後明治二十年十二月島根秋鹿郡漁業組合ニ於テ之ヲ禁シタルモ、追テ二十三年ニ於テ解禁セシニ依リ、揖屋村タシマ網營業者ト更ニ三年間ヲ期シ、納金拾円ヲ大字美保関ヘ出シ入漁セシメタリ、此約定ハ別紙丙号写之通。

一 島取郡（県）会见郡日野川流末ヨリ境町ニ至ル沿海町村并島根郡森山村大字福浦ヨリ美保関村岬角ヲ廻リ片江村大字七類マテノ沿海各村ノ漁業者ハ第一専用漁場区域ノ部ニ記載シタル漁業及採藻ヲ除ク外相互ニ入会漁業ヲ為ス、此契約ハ明治二十四年十一月伯耆国境町ニ於テ締結セリ、其契約ハ別紙乙号写之通リ。

二 意宇郡大根島住民ハ肥料藻刈リトシテ本区域江往古ヨリ来リ刈採ノ慣行アリ、然ルニ島根郡灘筋ト争論アリシヲ以テ、享保十八年六月旧藩奉行ヨリ裁定セラレ、其後屢紛争アリシヲ以テ、寛政九年度并文化二年及慶応三年度ニ於テ旧藩郡奉行ノ命令アリ、降テ明治九年度ニ於テ大字美保関ヨリ採藻業場拝借願出右採藻拒絶セントセシモ、採用無之大根島人民採藻ノ義旧慣之通差免サレ、明治十年一月島根県令ヨリ達セラル故ヲ以テ、現今猶本区域内江来リ採藻セリ、旧藩制以来ノ命令書等ノ写シ、別紙丁第一号ヨリ丁第六号マテ六通写之通ナリ。

### 附記

一 島根郡森山村大字森山福浦人民本区域内ニ海藻密刈ニ来リシ事アルヲ以テ、慶応二年度ニ於テ差留願出タル次第ハ別紙丁第四号写之通ニシテ、同三年八月旧藩郡奉行ノ達丁第四号之通、爾後明治二十三年ニ於テ福浦ヨリ本区域内ニ於テ刈採シタルヲ以テ終ニ訴訟ニ及ビ、別紙戊号写之通裁決トナリ入会採藻ノ慣行ナシ。

### 他ノ地方ヘ出漁

一 本区域内漁業者ハ他ノ地方ヨリ入漁ノ部第二項ニ記載ノ各町村地先ヘ出漁ヲ為ス、其詳細ハ同部第二項ノ通ナルヲ以テ爰ニ略ス。

二 本区内漁業者カ区外沖漁トシテ出ツル所ノ漁場ハ本区域図面ニ詳記セリ。

右之通相違無之候也。

明治二十四年十二月二十五日

出雲国島根郡美保関村大字美保関七十七番地

調査人 鷗鷄義八郎 印

同国 同郡同村大字同所百五十番地

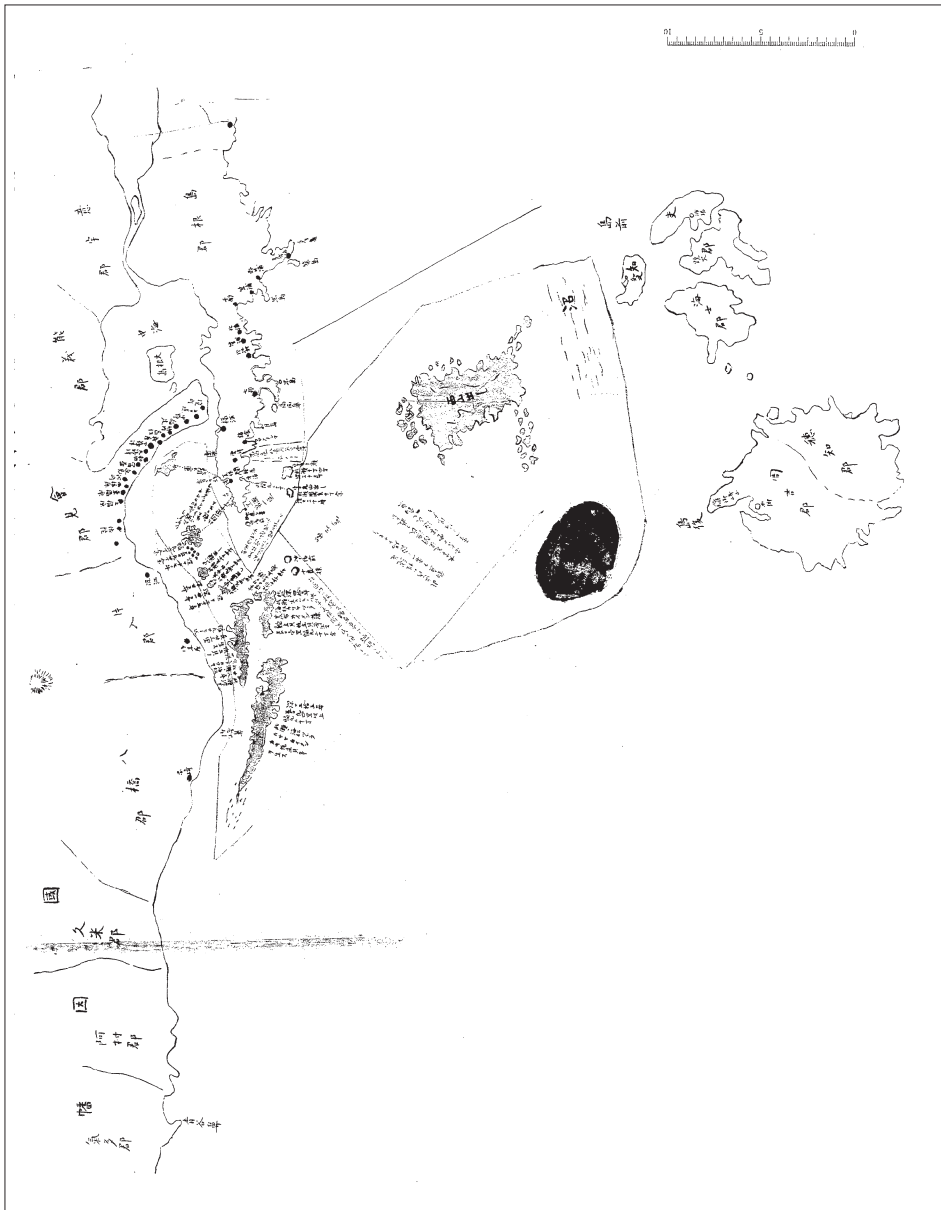
同上 青砥恒太郎 印

同国 同郡美保関村長

宇野常一

島根県外二郡長大野義就殿

(海礁図)



郡農第七号訓令旧藩時漁制、別冊之通精査此段及進達候也。

明治二十六年十二月十二日

島根県美保関村長代

助役 井上萬太郎

旧藩時漁制調査項目

第一 漁業免許ニ関スル事項

漁業ハ人民各自ノ自由ニシテ他漁ノ妨害トナルモノヲ除クノ外ハ特ニ出願ヲ要セザルモノ、如シ、尤モ大敷網・罟網等多人数ヲ要スル漁業ハ其筋ノ許可ヲ得テ納税スル事トナレリ、許可ノ手続ハ第一庄屋・年寄ニ願出、其副書ヲ得テ郡役人ヨリ順次郡奉行ニ差出し、許可ヲ得ルノ順序ナリ、其書式及ヒ指令書等ハ別紙第一号・第二号ノ如シ、漁業鑑札ト称スベキモノ無シ、但採藻場区争論以後ハ人別ニ免札ヲ付与スル事トナレリ、其書式ハ別紙六号ニ掲記ス。

第二 水族蕃殖保護ニ関スル事項

蕃殖保護ニ関スル旧藩時ノ法令制度ハ詳カナラズ、禁漁場・禁漁期・禁漁具ヲ公示スル為メ設ケタル制札及ヒ触書ノ写ハ無シ、尤モ美保関村地先海面ニ於テ撞繩漁ノ妨害ヲナスヲ以テ、其筋ハ願出等紛擾不絶、終ニ元文三年ニ至リ手繰網ヲ停止セラル、其裁決書別紙第三号之通り。

魚付林ハ本村ニ於テ数多アリ、伐材スル事ヲ禁ス。

第三 漁業取締ニ関スル事項

旧藩時取締方ノ仕組不詳。

第四 漁業者ノ負担ニ関スル事項

納税 大字美保関

一米七石九斗一升八合 水夫米

一丁銀二拾四匁 海役

鱶拾二本 一本二付二匁

其他大敷網ニ納税アリ、各其個所ニヨリ異ナル。

右明和八年之調査ニヨル。

献上物 大字美保関

一煎海鼠 三百六拾四斤 四合五勺二才

一千鮑 百斤七合二勺

右元治元年子年五月調ニヨル。

其他公務及ヒ藩庁等ヨリ下附シタル文書ノ写無シ。

第五 漁場ノ入会専用ニ関スル事項

漁業ノ入会専用ニ関スル旧藩時ノ法制

本村地藏ヶ鼻岬角以南ノ海面ハ伯耆国会見郡ト相對スル部分ハ之ヲ折半シ、各地元村ノ専有トナリ岬角以北ノ海面ハ沖合凡ソ七里以内地元村ノ専有タリ。

藩庁幕府等ヨリ漁場ノ専用ニ関シ特ニ一個人又ハ町村ニ下付シタル免許状・御朱印又ハ御墨付ノ写ハ第七項ニ掲記ス。

第六 区画漁場ニ関スル事項

無シ

第七 漁場争ノ裁定ニ関スル事項

争論裁定ノ掛役ハ郡奉行ニシテ双方書面ニヨリ訴出又ハ口頭陳述ノ上慣行ヲ調査シ裁定



ス。

意宇郡大根島住民肥料藻葉刈トシテ本村内地先海面ニ刈来リ、島根郡灘筋ト争論アリシヲ以テ、享保十八年六月旧藩奉行ヨリ裁定セラレ、其後屢紛争アリシヲ以テ寛政九年度并ニ文化二年ニ於テ旧藩郡奉行ノ命令アリ、爾後今日ニ至ル迄藻葉場区入会トナレリ、其裁定書ハ第四号ヨリ第六号之通。

島根郡森山村大字森山福浦人民本村地先内ニ海藻密刈ニ来リシ事アルヲ以テ、慶応二年度ニ於テ差止メ願出、同三年八月旧藩郡奉行ヨリ裁定アリ、自今入採スル事ヲ得サル事トナレリ、其裁定書ハ第七号之通り。

第八 漁業者保護ニ関スル事項 不詳

別紙 (略記ス)

第一号 大敷網敷入願一通及ヒ指令共

第二号 中引網一川営業願一通及ヒ指令共

第三号 元文三年手操<sup>(三)</sup>網停止裁定書

第四号 意宇郡大根島人民本村地元海面ニ於テ採藻ノ件ニ付佐々木儀左衛門ヨリ大根島与頭へ達書一通

第五号 同上ノ件ニ付寛政九年巳年郡奉行小川奎太夫ヨリ郡役人ニ遣ス令書一通

第六号 文化二年丑年藻葉刈免札附与ノ件ニ付郡奉行横山又兵衛ヨリ令書

第七号 森山村大字森山福浦人民本村地先内採藻密刈之件ニ付慶応三年八月郡奉行国府久馬ヨリ裁定書一通

明治二十六年 (雲津漁場慣行調査書)

「海面理由上申書」(明治二十六年 美保関村大字雲津 第二専用漁場、第二入会漁場) 略

「沖手繰網差留書類」(明治十二年二月二十三日) 略